

法令及び判例ニュース
(12-09)

A).- 法令

外国企業又は外国人（自然人でブラジル非居住者）による農地の購入について

日本移民の多くは当地で金を儲け、大きな農地を購入し、大地主になるのが一つの夢であった思われる。しかし、最近では治安の悪化、土地無き労働者運動（Movimento de Sem Terra）等の行動により、以前の様に大地主も資産の維持確保に苦労しているのが現状ではないかと予想される。今回は外国人又は外国資本企業が当国の大農地の購入へはどんな注意が必要なのか纏めてみた。

1. 外国企業（本稿での外国企業は外国の法律に従い設立され存続し、外国に本社を持つ企業を意味する）と外国人（同様に自然人でブラジル非居住者の意味）、従って、ブラジル法人（ブラジルの法律に従い、会社を設立し、存続し、ブラジルに本社を持つ企業）、ブラジル人と外国人でも永住ビザを持ち、当国へ居住するものは上記外国企業又は外国人の定義の対象外となる。
2. 更に、これから関連法律を理解し易いように、上記ブラジル法人（会社）は、次の通り2分割して取り扱う。
 - a.-) 外国資本系企業 - 資本金の過半数を外国に在する法人又は自然人が所持する企業を意味する。、
 - b.-) 国内資本系企業〔民族資本系企業〕 - 資本金の過半数をブラジル企業又はブラジル人、又はブラジルに居住する外国人が持つ企業を意味する。
3. 約40年前に、1971の法令(lei 5.709, 7-10-1971)はブラジル居住する外国人（自然人）又は当国での営業活動が認可されている外国企業（Pessoa Jurídica Estrangeira autorizada a funcionar no Brasil）による、農地購入に関する規定を制定した。
4. 同法令の第1条1項の規定により、外国資本系のブラジル法人〔企業〕へも本規定が適用される。
5. 外国人による農地の購入は大要次の条件に従う。
 - a.- 標準農地面積（Modulo）の3倍まで自由（até 3 Módulos）
 - b.- 標準農地面積の3倍から50倍までは行政機関の認可を必要とする。
 - c.- 標準農地面積の50倍以上の面積の農地の購入は禁止
但し、市街の土地（Imóveis Urbanos）は外国人でも外資系企業でも自由に購入出来る。

- 6.- 第1条の外国企業による、酪農、農業、工業、農業植民地開発事業向けの農地の購入へは農務省の認可を必要とする。(Art. 5º)
- 7.- 上記法令の細則令(Decreto n.º 74.965)は1974年11月26日に公布された。
- 8.- 一方、外国資本法(Estatuto de Capital Estrangeiro- lei 4.131/1962)の第2条には当国へ投資された外国資本へ対し如何なる差別待遇も禁止されていたが、70年代おきたブラジル経済の高度成長に伴い、国粋主義の台頭から民族資本企業の優遇策が多くの部門で採用され、外資企業に対する差別取り扱いが露骨になっていた。
- 9.- 80年代後期に発布された連邦憲法にも、ブラジル企業の定義と民族資本の優遇取り扱い規定がされていたが、95年の憲法改正(Emenda Constitucional n.º 6)により民族資本の優遇策は廃止され、一般に外資系企業も国内資本系企業と同等の取扱いとなった。
更に、同憲法はブラジル人とブラジルに居住する外国人へ同等の権利と保護を保証している。
- 10.- その後、憲法第171条の廃止により、71年の法令5709が規定する、外国資本系ブラジル法人或いはブラジルに居住する外国人〔永住ビザ持つ者〕による農地の購入に関する規定が法的に存続しているのか関係官庁間で議論された。
- 11.- 農務省が申請した質問状に対し、連邦法務局(Advocacia Geral da União)は憲法の第171条の廃止により、外国資本系ブラジル企業による農地の購入を制限する、法令第5709条文等は自動的に無効と成了った内容の意見書を発表した。(Parecer n.º GQ-181, de 17-3-1997)
- 12.- しかし、同意見書内には何時でも、立法府或いは行政府は、国家の主権、独立権と利益を保護する目的から、外国資本の投資に関する規定を制定する事が出来ると結論付けている。
- 13.- 更に連邦高等裁判所(STJ)はブラジル国籍の配偶者と共有財産様式で結婚した外国人の場合でも、71の法令第5709号の規定に従い、当局の許可を必要とする判決を下している。(RMS 5831/SP, 27-02-1997)
- 14.- この判決は1995の憲法改正第6号により、第171条が廃止された後の判決であり、裁判所は連邦法務局の意見書の内容と違った解釈をしている可能性が高い。

- 15.- 一般に農地購入の際に、自然保護（Conama/Ibana の規定）と農地改革院（INCRA）の規定を事前に調査し、農地の使用目的について問題が無いのか調査すべきである。
- 16.- 以上から、外国資本系ブラジル企業或いは、ブラジルに居住する外国人〔自然人〕による農地の購入へは事前調査と検討に十分な注意をする必要がある。

SP. 20-11-09

Flavio Tsuyoshi Oshikiri
Ohno & Oshikiri Advogados
Av. 9 de Julho, 4954
São Paulo – SP